

製剤設計における種差の問題検討会規約

公益社団法人日本薬剤学会の「製剤設計における種差の問題検討会」(以下、本検討会という)を運営するに当たり、必要な事項について以下のとおり定める。

第1条(目的)

本検討会は、製剤設計における種差に関する各会員の経験事例の報告を行い、種差が影響する要因について討論し整理することを目的とする。

第2条(会員)

本検討会の会員は第1条の目的に賛同した企業と大学および公的研究機関等の団体とする。

第3条(世話人会)

世話人会は1名の代表世話人と複数名の世話人から構成され、本検討会の運営にあたる。

第4条(運営)

年3回を目途に本検討会主催の事例報告会を開催するものとする。製剤設計における種差に関する経験事例を全会員が持ち回りで発表し、会員相互で討論する。

2. 1会員につき事例報告会に出席できる人数は制限を設けない。

3. なお世話人会の代表世話人ならびに個人世話人は事例報告を免除される。

第5条(秘密保持)

本検討会において秘密である旨の表示を付して開示・提示された資料(書面、電子媒体等)または秘密である旨を通知・特定された情報(以下併せて「本情報」という。)について秘密を保持するものとし、本検討会で開示された本情報を、開示者の書面による事前の同意なく第三者に開示・漏洩してはならず、かつ本検討会以外の目的に使用してはならない。但し、下記各号に該当するものは秘密保持義務から除外される。

(1) 開示者より開示・提供を受けた後、被開示者の故意または過失によらず公知となったもの。

(2) 開示者より開示・提供を受ける前に、公知であり、かつその事実を被開示者が書面で証明できるもの。

(3) 本規約の規定に違反なく、正当な権限を有する第三者より被開示者が秘密保持義務を負わずに正当に入手したことが証明できるもの。

(4) 開示者が開示・提供した情報とは無関係に、被開示者が単独で開発したもので、それを書面により証明できるもの。

(5) 法により開示を強制されるもの。

- 2 . 本検討会における種差原因に関する情報は、会員間で共有できるものとする。
- 3 . 本条第 1 項に基づき開示者の書面同意を得て本情報を第三者に開示する場合、当該開示をする会員は、本規約において自らが負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の義務の履行について管理責任を負うものとする。
- 4 . 本規約に基づき開示された本情報は、開示者の所有物であり、その権利は開示者に帰属する。
- 5 . 代表世話人および世話人または会員が負う秘密保持義務の有効期間は、開示または提供の日から 10 年間とする。代表世話人および世話人または会員が退会した時も、同様とする。

第 6 条（損害賠償）

会員等が本規約に違反したことにより他の会員が損害を受けた場合、当該損害を与えた会員は、損害を受けた会員に対し損害賠償の責を負う。

第 7 条（入退会）

本検討会への入会または退会しようとする代表世話人および世話人または会員は別紙 1 の書式をもって本検討会に届け出るものとする。

第 8 条（経費）

本検討会への入会は無料とするが、討論のための会議などに関わる経費について参加費として負担するものとする。

第 9 条（協議）

本規約に定めがない事項または解釈に疑義が生じた事項については世話人会にて協議の上、解決を図る。

第 10 条（規約改正）

本規約の改廃は、世話人会の議決を経て行う。

制定日：2016 年 4 月 26 日（日本薬剤学会 2016 年度第 1 回理事会承認日）

改定日：2018 年 4 月 24 日（日本薬剤学会 2018 年度第 1 回理事会承認日）